

令和8年 第1回

甲斐市農業委員会議事録

令和8年1月29日

1 日 時 令和8年1月29日(木) 午後3時00分～

2 場 所 甲斐市役所竜王庁舎本館3階 大会議室

3 日 程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件
議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件
議案第2号 農地中間管理事業法に基づく農用地利用集積等促進
計画作成要請の件

4 欠席委員 なし

5 議事録署名委員 12番 小澤委員、 15番 三井委員

6 職務のために会議に出席した者の職氏名
農業委員会事務局長 小宮山 佳浩
農業委員会事務局庶務係 三井 賢治
農業委員会事務局庶務係 小宮山 貴之
農業委員会事務局庶務係 田 中 颯

7 閉 会： 午後4時15分

【事務局長】

それでは、第1回農業委員会総会を始めさせていただきます。

(相互に起立し挨拶)

会長よりご挨拶をいただき、議事進行につきましても、よろしくお願ひします。

【議長】

(会長あいさつ:新年の挨拶。竜王・敷島は市街化区域が多く届出で終わるが双葉地区は優良農地の宅地化が多い、農業委員・推進委員には8月末までの任期にあたり意見他協力を依頼。農地バンク利用増加予想。)

本日の出席委員は18名です。定足数に達しておりますので、ただちに会議を開きます。

(日程第1 議事録
署名委員の指名)

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。

【議長】

議事録署名人は、12番小澤委員と15番三井委員を指名致します。

(日程第2 会期の
決定) 【議長】

日程第2「会期の決定」を致します。

本総会の会期は本日1日と定めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がありませんので、本日1日と決定します。

(日程第3 議事)
(報告第1号)

それでは議事に移ります。

【議長】

「報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件」を上程致します。

事務局に 番号56番から59番、4件ですね、説明をお願いします。

【事務局】

はい、議長

資料1ページをお願いします。

農地法施行令 第10条第1項の規定により農地転用の届出がありました。甲斐市農業委員会 事務専決規定 第3条により専決処分をしましたので報告します。

番号56番 地図公図は1ページ、2ページになります。

竜王新町●●外2筆、合計面積873㎡を●●の●●さんが、●●の●●に賃貸借による資材置場にするための転用の届出が出ています。

続きまして、番号 57 番、地図公図は3ページ、4ページになります。
島上条●●外 1 筆、合計面積 1,116 m²を●●の●●さんが、●●の●●に所有権移転による宅地分譲 5 区画にするための転用の届出が出ています。隣接する宅地と一体利用の計画です。

続きまして、番号 58 番、地図公図は5ページ、6ページになります。
西八幡●●外 2 筆、合計面積 1,931 m²を、●●の●●さんが、●●の●●に所有権移転による宅地分譲9区画にするための転用の届出が出ています。隣接する宅地と一体利用の計画です。

続きまして、番号 59 番、地図公図は7ページ、8ページになります。
篠原●●、面積 841 m²を●●の●●さんが、●●の●●に所有権移転による宅地分譲 3 区画にするための転用の届出が出ています。
説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。
この案件は報告事項であります。質問がある方はいらっしゃいますか。
はい、どうぞ。

【●番 ●●委員】 ●●です、1 点だけ教えてください。56 番ですが、公図には転用目的の資材置き場につながる道がないようですがどうなっていますか。

【事務局】 貢川に沿って公図では水とだけ表示されていますが、その中に実際には河川敷に道が通っておりまして、そこから出入り可能になっています。

【議長】 よろしいですか。他質問ありますか。

質問が無いようですので、本案件の報告を終了致します。

(議案第 1 号)

【議長】 それでは次の議事に入ります。
「議案第 1 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件」を上程致します。

番号1番の件ですが、●番●●委員に関係する案件ですので、●●委員にはしばらくの間、退席をお願い致します。

(●●委員、退席)

それでは、事務局に番号 1 番の説明をお願いします。

【事務局】

はい、議長

資料2ページをお願いいたします。地図公図は9ページ、10ページになります。

番号1番、龍地●●外 1 筆、合計面積 1,522 m²を●●の●●さん他1名から、●●の●●に所有権移転による建売分譲6区画にするための転用許可申請が提出されました。申請地は、住宅等が連たんする区域で、集落接続がある第3種農地です。全体計画面積は、1,577.92 m²で、1区画あたり 205.34 m²～246.01 m²です。1棟あたりの建築面積は、58.39 m²～60.04 m²の2階建て、各区画とも2台分の駐車スペースを確保します。

また、開発区域内には4mの道路を新設します。西側の道路と東側の道路は幅員が2mですが、2m分後退(セットバック)の上で4m確保し、市へ帰属となります。

汚水は合併浄化槽を経由し道路側溝へ放流。雨水は浸透枳で処理し、超過分は道路側溝へ放流します。

また、都市計画法の開発許可についても申請済で、許可見込みです。

事業計画書、土地利用計画図、資金証明書から問題ないと考えられます。

モニターは最初に全体計画図を表示します。

次に公図と航空写真の重ね図になります。

次に北側から見た画像です。

次が北東側から見た画像です。

続いて南東側からです。

最後が南西側からの画像です。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●番●●委員 お願いします。

【●番 ●●委員】

はい、●番●●です。21日に現地調査を行いました。

新興住宅地と旧集落に挟まれた3種農地です。ほとんど手が入っておらず宅地化するのに問題ないと思います。周辺に一部残っている農地についても今後農業委員会に許可を取ってくると思います。一体的に農地開発を行っていただければ速やかに遊休農地も解消できるかと思いますが、今回の案件について特に問題ないと思います。よろしくご審議をお願いいたします。

【議長】

次に ●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

推進委員の●●です。21日に現地調査に行った結果ですが、現地は住宅が連担する一画にありまして、宅地化するにはなんら問題ないと思います。よろしくご審議お願いします。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問が無いようでございます。

番号1番を許可相当とすることに異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議が無いようですので、本案件を許可することに決定致します。

それでは、●●委員の入室を認めます。

(●●委員、入室)

●●委員にご報告致します。番号1番は許可相当とすることに決定されましたので、お知らせ致します。

続きまして、事務局に番号2番の説明をお願いします。

【事務局】

はい議長。

資料は同じく2ページをお願いします。地図公図は11ページ、12ページになります。

番号2番、下今井●●外6筆、合計面積2,642㎡を●●の●●さん他1名から、●●の●●に所有権移転による建売分譲9区画にするための転用許可申請が提出されました。

申請地は、●●から北へ約200mに位置する10ha未満の小集団農用地区域内にある第2種農地です。

計画面積は2,642㎡で、1区画あたりの面積は199.47㎡～259.91㎡で、各区画2台分の駐車場を確保し、開発区域内には幅員5mの道路を新設します。1棟あたりの建築面積は58.94㎡～67.02㎡で2階建ての住宅です。給排水は既設道路上下水道管に接続、雨水は浸透枳で処理し、超過分は新設道路側溝に放流します。

また、都市計画法の開発許可についても申請済で、許可見込みです。

事業計画書、土地利用計画図、資金証明書から問題ないと考えられます。

画像は最初に全体計画図を表示します。

次に公図と航空写真の重ね図を表示します。

続いて南東側からの画像です。

次が北東側からになります。

最後が西側から見たものです。
説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。
次に現地調査の報告を●番●●委員 お願いします。

【●番 ●●委員】 はい●番●●です。1月21日、正副会長、●●推進委員、市職員
で現地調査しました。

一昨年26区画分譲した分譲地の東側に隣接する耕作放棄地で、同じ会社が9区画分譲し建売住宅を建設する予定です。給排水は上下水道管に接続で、雨水は浸透柵で処理し、超過分は新設道路側溝に放流します。特に問題ないと考えておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

【議長】 次に ●●推進委員に意見をお願いします。

【●●推進委員】 はい推進委員の●●です。
21日に調査に行きまいました。●●の反対側の細い道路に面した2種農地になります。耕作されておらず枯れ草が生い茂っておりました。道路沿いの上の方には住宅がいっぱいありますが、下の方はまだないという状況でございます。道路に面した平らな土地でございます、住宅を建てるには適切ではないかと思っております。給排水・雨水の処理についても問題ないようでございますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問が無いようでございます。

番号2番を許可相当とすることに異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議が無いようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして、事務局に番号3番の説明をお願いします。

【事務局】 はい、議長
資料は3ページをお願いします。地図公図は13ページ、14ページになります。

番号3番下今井●●外8筆、合計面積3,437.70㎡を●●の●●さん

他2名から●●の●●に所有権移転による建売分譲11区画にするための転用許可申請が提出されました。

申請地は、●●の南東約 300m に位置する 10ha 未満の小集団農用地区域内にある第2種農地です。計画面積は 3,437.70 m²で、1区画あたりの面積は 198.59 m²～267.43 m²で、各2台分の駐車スペースを確保し、開発区域内の西側に幅員6mの道路を新設し、県道から出入りする配置を計画しています。1棟あたりの建築面積は 48.85 m²～57.24 m²の2階建て住宅です。

汚水は合併浄化槽を經由し道路側溝へ放流、雨水は浸透枳で処理し、超過分は道路側溝に放流します。また、都市計画法の開発許可についても申請済で、許可見込みです。

事業計画書、土地利用計画図、資金証明書から問題ないと考えられます。

画像は最初に全体計画図を表示します。

次に公図と航空写真の重ね図を表示します。

続いて南側からの画像です。

次が北東側から見たものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●番●●委員 お願いします。

【●番 ●●委員】

●番●●です。同じ日、同じメンバーで現地を調査しました。

申請地には田がありまして所有者が高齢で田を耕作できないということから、田にL型擁壁を設置し盛り土をして11区画分譲することです。西側道路側溝へ汚水雨水を流すことで問題はないかと思えます。よろしくご審議をお願いいたします。

【議長】

次に ●●推進委員に意見ををお願いします

【●●推進委員】

推進委員の●●です。21日に調査に行っていました。

該当地は階段状の田になっておりまして、現在耕作されておられません。片側に6m道路を造って11区画の建売住宅を造成するものです。県道に向かってかなりの勾配がありますが、階段状に造るということで汚水雨水の処理も問題ないということでございます。全体的になんの問題もないと考えております。よろしくご審議をお願いいたします。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

【●●推進委員】 推進委員の●●です。南側県道には下水が通っていますか。

【事務局】 手元の資料で回答が難しいため、後日確認のうえ回答させていただきます。

【●●推進委員】 私の家はこの県道につながっていて、ここにも通っているかと思ったので質問しました。

【議長】 よろしいですか。他質問ありますか。はいどうぞ。

【●番 ●●委員】 周辺の住宅には下水道が入っているのではと思いますが、今回の分譲地は下水道ではない、これはなぜでしょうか。

【事務局】 周辺に下水道が整備されているかも含めて、先の質問と共に確認して後日回答させていただきたいと思います。

【議長】 よろしいですか。他に質問ありますか。

質問が無いようでございます。

番号3番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

なお、下水道の件は別に調べて報告いたします。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして、事務局に番号4番の説明をお願いします。

【事務局】 はい、議長

資料は4ページをお願いします。地図公図は15ページ、16ページになります。

なお、番号4番から6番は同一事業ですが、開発事前協議書と同様に3件の申請に分かれておりますため、番号毎に審議をお願いします。

番号4番、下今井●●外4筆、合計面積2,280㎡を●●の●●さん他1名から●●の●●に所有権移転による建売分譲8区画にするための転用許可申請書が提出されました。

申請地は、商業施設の●●の駐車場の南側に隣接する10ha未満の

小集団農地の区域内にある第2種農地です。

計画面積は 2,331.84 m²で、1区画あたりの面積は 205.12 m²～293.61 m²で、各2台分の駐車スペースを確保し、開発区域内には幅員6m道路を新設します。1棟あたりの建築面積は 57.96 m²の2階建て住宅です。給排水は既設道路 上下水道本管に接続し、雨水は浸透枳で処理し、超過分は新設道路側溝に放流します。

また、都市計画法の開発許可についても申請済で、許可見込みです。事業計画書、土地利用計画図、資金証明書から問題ないと考えられます。

モニターは最初に全体計画図を表示します。

次に航空写真と公図の重ね図を表示します。

続いて西側から撮影した画像です。

次が北側から見たものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●番●●委員 お願いします。

【●番 ●●委員】

はい、●番●●です。同じ日、同じメンバーで現地調査をいたしました。

●●の駐車場南側で、ここの土地も10年前から耕作されずに年に数回草刈りをしていましたが、土地所有者が高齢で管理できないということで、また所有者が違いますが2筆●●番地と●●が開発によって出入りができないということで、一緒に譲渡し8区画の建売分譲をするそうです。給排水は既設の道路上下水道に接続し、雨水は浸透枳で処理しオーバーした分は道路側溝に放流するとのことでした。

問題はないかと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。

【議長】

次に ●●推進委員に意見をお願いします。

【●●推進委員】

推進委員の●●です。

●●の裏側の辺は●●が出来てから宅地化が進んでおりましてその勢いが強い所でございます。該当の土地の所有者も女性で高齢だったり、遠隔地に勤務したりして耕作ができないという状況でございます。申請の諸条件等も問題ない事もあり、全体的にも問題はございませんので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。
はい、どうぞ。

【●番 ●●委員】 この中に細い畔道だか赤道があるんですけど、ここはどうするんですか。下の方に続いているようですが、公共地だと思いますがちゃんと処理しないとそのままということにはいかないと思いますが。

【事務局】 こちらは法定外道路で赤道ですか、払い下げを受けまして一体利用を計画しております。

【議長】 用途廃止をするということですね。他の委員の皆様もこのような赤道や水路等については、現地調査の際に注意して見るようにしていただけたら有り難いと思います。

よろしいですか。他質問ありますか。

質問がないようでございます。

番号4番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして、事務局に番号5番の説明をお願いします。

【事務局】 はい、議長

資料は同じく4ページです。番号5番、地図公図は17ページ、18ページになります。

下今井●●外2筆、合計面積1,291㎡を●●の●●さんから●●の●●●●に所有権移転による建売分譲5区画にするための転用許可申請書が提出されました。

申請地は、先ほどの番号4番のすぐ南西側に近接する小集団農用地区域内にある第2種農地です。計画面積は1,291㎡で、1区画あたりの面積は206.55㎡～226.28㎡で、各区画とも3台分の駐車スペースを確保し、開発区域内に幅員6mの道路を新設します。給排水は既設道路上下水道本管に接続し、雨水は浸透枳で処理し、超過分は新設道路側溝に放流します。

また、都市計画法の開発許可についても申請済で、許可見込みです。

事業計画書、土地利用計画図、資金証明書から問題ないと考えられます。

モニターは最初に全体計画図を表示します。
次が東側から見た画像です。
次が南側から撮影したものです。
説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。
次に現地調査の報告を●番●●委員 お願いします。

【●番 ●●委員】 はい、●番●●です。こちらと同じメンバーで現地調査いたしました。
こちらは案件 4 番と同じ土地所有者で、やはり高齢になり管理できない
ということで、数年前に西側を分譲した会社が 5 区画建売分譲し、給排水
は既設上下水道に接続、雨水は浸透枳で処理しオーバーした分は新設道
路側溝に放流するとのことでした。
ここも問題ないかと思っておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

【議長】 次に●●推進委員に意見ををお願いします。

【●●推進委員】 推進委員の●●です。21 日に調査に行っていました。
前の 4 番と同様のものをごさいますて、業者も同じ●●でするもの
でございまして、特に問題ないと考えます。以上です。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問が無いようでございます。
番号 5 番を許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声)
異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定いた
します。

次に、事務局に番号 6 番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長
資料は同じく 4 ページです。番号 6 番、地図公図は 19 ページ、20 ページ
になります。

下今井●●、面積 328 m²を●●の●●さんから●●の●●に所有権
移転による建売分譲 1 区画にするための転用許可申請書が提出されまし
た。

申請地は、●●の店舗南側に隣接し、住宅等が連たんする区域で、集

落接続がある第3種農地です。計画面積は 328 m²で、駐車場2台分を配置し、建築面積は 57.96 m²の2階建て住宅です。汚水は合併浄化槽を経由し浸透枳で処理し、雨水も浸透枳で処理します。

事業計画書、土地利用計画図、資金証明書から問題ないと考えられます。

モニターは最初に計画図を表示します。

次に東側から見た画像です。

続いて南側から見たものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●番●●委員 お願いします。

【●番 ●●委員】

はい、●番●●委員です。こちらと同じメンバーで同日現地調査いたしました。この土地は 4 番目の案件の道路向いで、北側に●●があり、3 種農地で、所有者が管理できないことで譲渡し建売 1 区画、汚水は合併浄化槽で処理し、雨水と一緒に浸透枳で処理するとのことでした。

問題はないかと思しますので、よろしくご審議をお願いいたします。

【議長】

次に ●●推進委員に意見ををお願いします。

【●●推進委員】

推進委員の●●です。21 日に調査に行っておりまいました。

ここは●●のすぐ隣の土地で、4 番 5 番と関連してする開発でございます。特に問題ないと考えております。よろしくご審議をお願いいたします。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問が無いようでございます。

番号 6 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして、事務局に 番号 7 番 の説明をお願いします。

【事務局】

はい、議長

資料は同じく4ページをお願いします。地図公図は21ページ、22ページになります。

番号7番、西八幡●●、面積 1,154 m²を●●の●●さんから●●の●●に所有権移転による資材置場にするための転用許可申請書が提出されました。

申請地は、商業施設の●●の東側に位置する10ha未満の小集団農用地区域内の第2種農地です。資材置場の所要面積は 1,154 m²で、雨水は浸透枿で処理します。

利用計画は、碎石置場・建築資材の鉄板・足場のほか型枠・単管パイプ、残土の各スペースと機械バックホウ、中型トラック2台、普通車2台分の駐車スペースと車輛転回スペース、産業廃棄物用コンテナを配置する計画となっています。計画地の外周にはフェンスが設置されていますが、これは3年ほど前に、●●の建設時に工事車両や従業員の駐車場として一時転用された経緯がありましたので、使用期間の満了後もそのまま残っている状況です。

また、東側に隣接する農地は計画地に沿っている赤道から出入りが可能であり、営農に支障を及ぼすことはないと思われます。

事業計画書、土地利用計画図、土地選定理由書から問題ないと考えられます。

画像は西側から見たものです。

次に北西側からの画像です。

最後が南東側からの画像です。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●番●●委員 お願いします。

【●番 ●●委員】

●番●●です。過日正副会長、事務局と現地調査に入りました。

ここは●●の道挟んで反対側で、南側は●●で宅地分譲されていて、その間の土地です。所有者は高齢化して耕作できないということで耕作放棄地になっておりましたので、今回申請が出て許可いただいて放棄地をなくすことで、周りにも影響するのでよいのではないかと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

【議長】

続いて●●推進委員、お願いします。

【●●推進委員】

推進委員の●●です。現地調査は1月21日に行っております。

ここは市街化調整区域なので本当は周りに田んぼ畑がなくてはいけないのですが、現場は耕作放棄地が南側に多いです。ですからここは今後農地管理ができる土地が少なく心配に思っています。今回の申請の場所

につきましては、●●南側の6mの道路に接しており、舗装されていますが通行量が少ない路線であり、資材置き場への出入りはこの道路から行うとのことです。

敷地内の汚水排水につきましては碎石舗装と浸透柵を設置することでございますので、周囲に一部農地はありますが影響は少ないのではないかと考えております。そんな状況の中で問題もないのではないかと考えておりますので、よろしくご審議お願いいたします。

【議長】 それでは質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問が無いようでございます。

番号7番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

(議案第2号)

【議長】 それでは次の議事に移ります。

「議案第2号 農地中間管理事業法に基づく農用地利用集積等促進計画作成要請の件」を上程致します。

事務局に番号1番から11番まで続けてお願いします。

【事務局】 はい、議長

資料5ページをお願いします。農地中間管理機構を利用した利用権設定になります。

公益財団法人山梨県農業振興公社より、農用地利用集積等促進計画の作成要請案の送付がありましたので、その案について審議をお願いいたします。

番号1番、地図公図は23ページ、24ページになります。

竜王●●外1筆、合計面積2,733㎡を●●の●●さんが、●●の●●さんに田を10カ月間、新規に貸し付ける計画作成案の送付を受けました。

計画地は●●の南東約200mに位置します。水稻の作付けを予定し、市の集積計画期間の満了に伴う借り換えで、賃借料は10アールあたり5,122円です。

続きまして、番号2番ですが、2番から最後の11番までは一体の

事業でありますので、説明も一括とさせていただきます。先に各番号の利用権を設定する方（所有者）を申し上げて、最後に利用権の設定を受ける耕作者を読み上げます。地図公図は一番後の番号 11 番まで 25 ページ、26 ページになります。

番号 2 番は、牛句●●、面積 832 m²を●●の●●さん。

続きまして、

番号 3 番が牛句●●外 1 筆、合計面積 1,652 m²を●●の●●さん。

資料 6 ページをお願いします。

番号 4 番が牛句●●、面積 441 m²を●●の●●さん。

番号 5 番が牛句●●、面積 745 m²を●●の●●さん。

番号 6 番が牛句●●、面積 1,003 m²を●●の●●さん。

資料 7 ページをお願いします。

番号 7 番が牛句●●、面積 778 m²を●●の●●さん。

番号 8 番が牛句●●、面積 1,000 m²を●●の●●さん。

番号 9 番が牛句●●、面積 347 m²を●●の●●さん。

資料 8 ページをお願いします。

番号 10 番が牛句●●、面積 1,313 m²を●●の●●さん。

番号 11 番が牛句●●、面積 576 m²を●●の●●さん。

以上 10 名、11 筆、合計面積 8,687 m²を●●の●●に畑を 19 年 10 カ月、新規に貸し付ける計画作成案の送付を受けました。

計画地は●●に位置する一体農地で、醸造用ブドウの栽培を予定し、賃借料はそれぞれ 10 アールあたり 10,000 円です。

本事業は当初、●●に本社がある「●●会社」が醸造用のブドウ栽培の経営地拡大に伴う借地を行う計画でしたが、会社の事業方針転換により、同社の経営管理部長が独自に●●会社を設立、経営分離の上で●●に納入するブドウを栽培する方針としたものであります。

今後も周辺農地について借受地の拡大を予定しており、最終的には 30,160 m² (3ha) の借受を行う予定ですが、そのうち所有者との契約が完了した 8,687 m²分 (0.8ha) の審議を本日お願いするものであります。

本日ご審議いただく対象地は令和 7 年 3 月まで、●●の用地として●●が借り受けていた農地となります。

残りの農地につきましては、来月契約見込みの農地もございますが、順次、●●が所有者との交渉を進め、市が契約事務のお手伝いを

しながら事業規模拡大を図って行く予定です。

また、計画地に該当する全農地所有者を対象に、令和6年11月に事業説明会を実施しており、概ねご理解をいただいております。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は利用権設定でありますので、通常であれば担当農業委員による現地調査の報告をするところですが、私の担当地区でありますので一言述べさせていただきます。

該当地は、●●、●●、●●、●●もある立地条件がよい場所なのですが、年々荒廃が進んできていたところでもあります。そのため、残りの2haについても早期に貸借が成立し一体化に利用、整備されることを切に望みます。

それでは、これより質疑に入ります。

質問がある方はいらっしゃいますか。

【●番 ●●委員】

●番●●です。令和6年に地権者の説明会を行って、全体の説明をしていると思います。今日はその内の一部だということですが、全体ではどの辺までいくのか説明していただければ、今後案件が出てくると思うので、よろしくをお願いします。

【事務局】

(該当の範囲について、地図で該当予定地を指し示し説明。)

【議長】

その他質問がある方はいらっしゃいますか。

【●番 ●●委員】

●番●●です。これだけの面積でぶどうを作付けするとなると、大量の水を使用すると思われます。水利権の問題ですが、水の利用についてこの会社で地元と話がされているのでしょうか。

堰の水を大量に利用することとなれば下流の営農に支障がでることも懸念されますが。

【議長】

私の担当地区なので説明させていただきます。ご指摘の堰は●●堰という水路で●●簡易水道から●●の方に行っているものとなります。

そしてこの堰とは別に、農業用飲雑用水の取水口が近くにありますので、必要な水については、それでほとんど賄えると思います。堰の水を使うときはやはり●●堰水利組合と協議しなければならないと思いますがそれはないと思われます。

【事務局】 補足させていただきます。会長の説明のとおり付近には灌漑用水の設備があり、水利はそれを使用する予定です。多量の水の利用が予定されるため、●●にも料金負担をお願いすべく、使用した水量を把握するため、メーター等設置やその他手段等について水道局と確認中であります。

また、水を本格的に使用するのは来年 2027 年の春からを予定しており、本格使用の際には水圧の低下を招いて周囲の農家に迷惑が及ばないように、日中の使用は極力避けて、夜間タンクにためたものを利用する等方法を検討中であります。

【議長】 簡易水道は赤字なんです。昔は●●で使っていて売り上げがあったんですけど、自家で掘ってしまって今は無くなってきているんですね。

是非そうしてメーターを付ける等でこの会社で使ってもらって、民間に売って売り上げを上げていただければと思っています。

私の地区なので話して申し訳なかったですが、絶対やっていただきたいというのが私の地区担当農業委員としての意見です。

【●番 ●●委員】 分かりました、ありがとうございました。

【議長】 他 質問ありますか。

【●番 ●●委員】 ●番●●です。中間管理事業者の利用、おおいに推進していきたいと思います。高齢者による跡継ぎがない現状をみると、紹介していくのは難しいかもしれないですが、中間管理事業者をおおいに利用していくことが必要かと感じました。以上です。

【議長】 貴重な意見、ありがとうございました。これだけ大きい 3ha というのは初めてですよ。是非進めていただきたいと思います。

その他、何かありますか。

質問が無いようでございます。

番号 1 番から 11 番までの計画作成案について、作成要請を行うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議が無いようですので、番号 1 番から 11 番までについて作成要

請を行うことに決定致します。

以上で、本日の審議はすべて終了致しました。
大変ご苦勞様でございました。以上です。

【事務局長】

長時間にわたりお疲れ様でございました。
これで総会は終了します。

午後4時15分閉会